

# 桜ヶ丘公園マネジメントプラン

---

桜ヶ丘公園の管理運営、整備等の取組方針

平成27年3月

東京都建設局

## 目次

はじめに	80-3
I 桜ヶ丘公園の基礎的事項	80-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 桜ヶ丘公園の開園概要	80-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 桜ヶ丘公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	80-7
2 取組方針	80-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	80-17
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
桜ヶ丘公園の現況写真	
<資料編>	80-21
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 桜ヶ丘公園に関する資料	

## はじめに

---

「桜ヶ丘公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびに過去 8 年間の本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

# I 桜ヶ丘公園の基礎的事項

## 1 都市計画等

### (1) 都市計画の概要

- ・名 称 多摩都市計画公園第9・6・1号桜ヶ丘公園
- ・位 置 多摩市連光寺地内、稲城市大丸地内
- ・面 積 123.5ha
- ・種 別 広域公園
- ・決定告示 (当初) 昭和36年3月2日 建設省告示第240号 123.44ha  
(最終) 昭和59年11月19日 東京都告示第1091号 123.5ha

### (2) 桜ヶ丘公園の基本的な性格・役割

桜ヶ丘公園は、多摩丘陵に位置する丘陵地公園である。都市計画公園区域内には多摩市立連光寺公園が設置されており、計画区域に隣接して多摩市立大谷戸公園がある。また、公園全域が都立多摩丘陵自然公園に指定されている。丘陵の尾根と谷戸からなる起伏に富んだ公園であり、園内のほとんどは雑木林で覆われ、ソメイヨシノ、ヤマザクラ、イロハモミジが散在し、鮮やかなサクラと紅葉で丘陵の景観に彩りを添える。なお、多摩市地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

## 2 過去の取組の成果等

当初「桜ヶ丘公園マネジメントプラン(H18)」における重点目標に係る過去8年間の取組およびその成果は、以下のとおりである。

### ○関係団体との広域連携による丘陵地の保全・活用

多摩丘陵で活動するボランティア団体の参加による、里山資源循環をテーマとした「大里山ミーティング」が開催され、団体間の連携が図られた。

### ○多様な生物の生息・生育環境を保全した丘陵地の公園づくり、自然体験活動・環境学習の拠点としての公園の活用、都民・NPO等との連携による身近な生き物の生息・生育空間の保全・回復

竹林の除去や密度管理、雑木林の萌芽更新、公園・ボランティア・小学校の三者による谷戸田の稲作など、里山の環境を守る活動が実施された。また、キバナアキギリの生息地のモニタリング調査など、生物多様性と動植物の生息環境の保全に配慮した管理が行なわれた。

昆虫教室など、自然とのふれあい活動が行われた。

### ○水と緑の骨格軸の形成

遊びの広場など5.7haが新規開園され、多摩丘陵の緑の骨格の形成が進んだ。

### ○新しい公園の魅力の発掘

地元商工会議所の協力による「さくらまつり」の開催、ドッグランの整備などにより、新たな公園の魅力が創出された。

### ○その他の目標

入口表示灯など、防災施設の整備により、避難場所としての防災機能が向上した。

### 3 社会状況等の変化

#### (1) 社会経済情勢

- ・ 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催決定
- ・ 平成23年3月の東日本大震災の発生
- ・ 生物多様性条約締結国会議の平成22年日本開催など、地球環境への意識の高まり
- ・ 少子高齢化の進行による利用形態の変化

#### (2) 関連する行政計画等

- ・ パークマネジメントマスタープラン（平成27年3月）
- ・ 緑の新戦略ガイドライン（平成18年1月）
- ・ 東京都長期ビジョン（平成26年12月）
- ・ 東京都地域防災計画（平成26年7月）
- ・ 多摩市地域防災計画（平成25年修正）
- ・ 東京都景観計画（平成23年4月）
- ・ 多摩市「都市計画マスタープラン」（平成25年6月）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成26年3月）
- ・ 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～（平成24年5月）
- ・ 多様な生物が生息する都立公園づくりガイドライン（平成26年）

## Ⅱ 桜ヶ丘公園の開園概要

### 1 開園区域の概要

#### (1) 開園の概要

名称 都立桜ヶ丘公園（さくらがおかこうえん）  
開園日 昭和 59 年 6 月 1 日  
開園面積 339,322.38 m<sup>2</sup>（平成 26 年 10 月 1 日現在）  
公園種別 広域公園  
所在地 多摩市蓮光寺三・五丁目  
アクセス 小田急多摩線・京王相模原線「永山駅」から京王バス聖蹟桜ヶ丘駅行き、  
又は聖ヶ丘団地行き「桜ヶ丘公園西口」、京王線「聖蹟桜ヶ丘駅」から京  
王バス永山駅行き「桜ヶ丘公園西口」

#### (2) 主な公園施設

ゆうひの丘、こならの丘、田んぼ、ドッグラン、駐車場（無料）

### 2 利用状況等

#### (1) 利用概況

散策や休息等に利用されているほか、田んぼや樹林地での体験学習やイベント等にも利用されている。ボランティア等の活動も活発である。

#### (2) 利用者動向（推計値）

25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人)	22,086	20,539	13,807	10,664	9,912	11,072
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
203,228	16,187	22,626	23,904	16,914	11,672	23,845

#### (3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

3 団体・約 160 名が、稲作活動や自然保護活動などを行っている。

#### (4) 主な催し物開催状況（平成 25 年度実績は資料編参照）

路傍展示「秋の七草（さとやまくらぶ前に自然風に七草を植え、展示）」「どんぐりイベント（どんぐり工作教室等）」などが行われた。

## Ⅲ 桜ヶ丘公園の目標と取組方針

### 1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

#### ■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立庭園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、防災訓練など災害発生を想定した取組や、非常用発電設備等の導入による防災関連施設の更なる機能強化・充実を図る。

- ・多摩市地域防災計画による指定  
広域避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

#### ■目標2：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

都立公園が良好な生物生息・生育空間として機能するために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、里山の自然環境を保全・回復するため、ボランティア等の協力を得ながら、雑木林等の存続を図る。

更に、自然豊かな丘陵地の里山の環境を守るため、公園として保全・整備を行っていくとともに、希少種等の動植物の保全と公園の利用促進との調整を図るための措置を講じていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組、雑木林更新等の取組、新規開園面積

#### ■目標3：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

#### 【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子供の育成・多世代交流の取組

#### ■目標4：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

#### 【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民・NPO、企業など、公園に関係する多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、丘陵地の総合的な保全と利活用を図るため、広域にわたる連携の取組を推進していく。

◎主な取組確認項目：情報受発信等の取組、都民協働の取組、広域連携の取組



## 2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

### (1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

#### A：多目的広場ゾーン

- ・記念館口交差点付近広場、遊びの広場、ドッグラン広場などのあるゾーン  
広場の特性に応じた利用に対応していく。なお、ドッグラン広場の利用にあたっては、ドッグラン利用者は、公園管理所で利用登録を行うなど、利用のルールを徹底する。

#### E：休息・散策ゾーン

- ・谷戸のせせらぎがあるゾーン  
公園を南北に結ぶ谷地の主園路を含み、せせらぎ沿いの散策などの利用に対応していく。
- ・雑木林のあるゾーン  
雑木林の斜面に整備された園路に沿って、四季折々の彩を見せる樹林地内の散策利用に対応していく。

#### I：修景ゾーン

- ・ゆうひの丘のあるゾーン  
公園内で最も展望が開ける場所であり、眺望を楽しみながら散策や休息などの利用に対応していく

#### K：環境共生・保全ゾーン

- ・雑木林のあるゾーン  
生物多様性を確保するため、樹林地の自然環境を保全していくとともに、散策路を整えることで、四季折々の彩りのある姿を見せるよう工夫し、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。
- ・田んぼと湧水広場のあるゾーン  
かつての里山の景観を留めている田んぼを維持し、里山体験の場等として活用を図る。また、湧水のある広場は、湧水の保全に努める。

#### M：駐車場ゾーン

- ・駐車場のあるゾーン。  
案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

#### N：管理ヤードゾーン

- ・管理所や作業ヤードのあるゾーン

多くの利用者の訪れる管理所へのアクセス路周辺等については、安全性や清潔さに留意する。また、管理ヤードからの作業車両の出入り時には利用者に注意するなど、安全確保に努める。

## Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部

広大な本園は、周辺民有地と公道等を挟まずに直接境界を接する所が多い。直接境界を接する所では、落ち葉や落枝、越流水などにより、隣地等へ直接的な悪影響を及ぼさないよう留意する。また、市立公園等と隣接する所については、相互の自然環境や景観等の維持・保全方法などについて調整を図っていく。

### 【ゾーンについて】

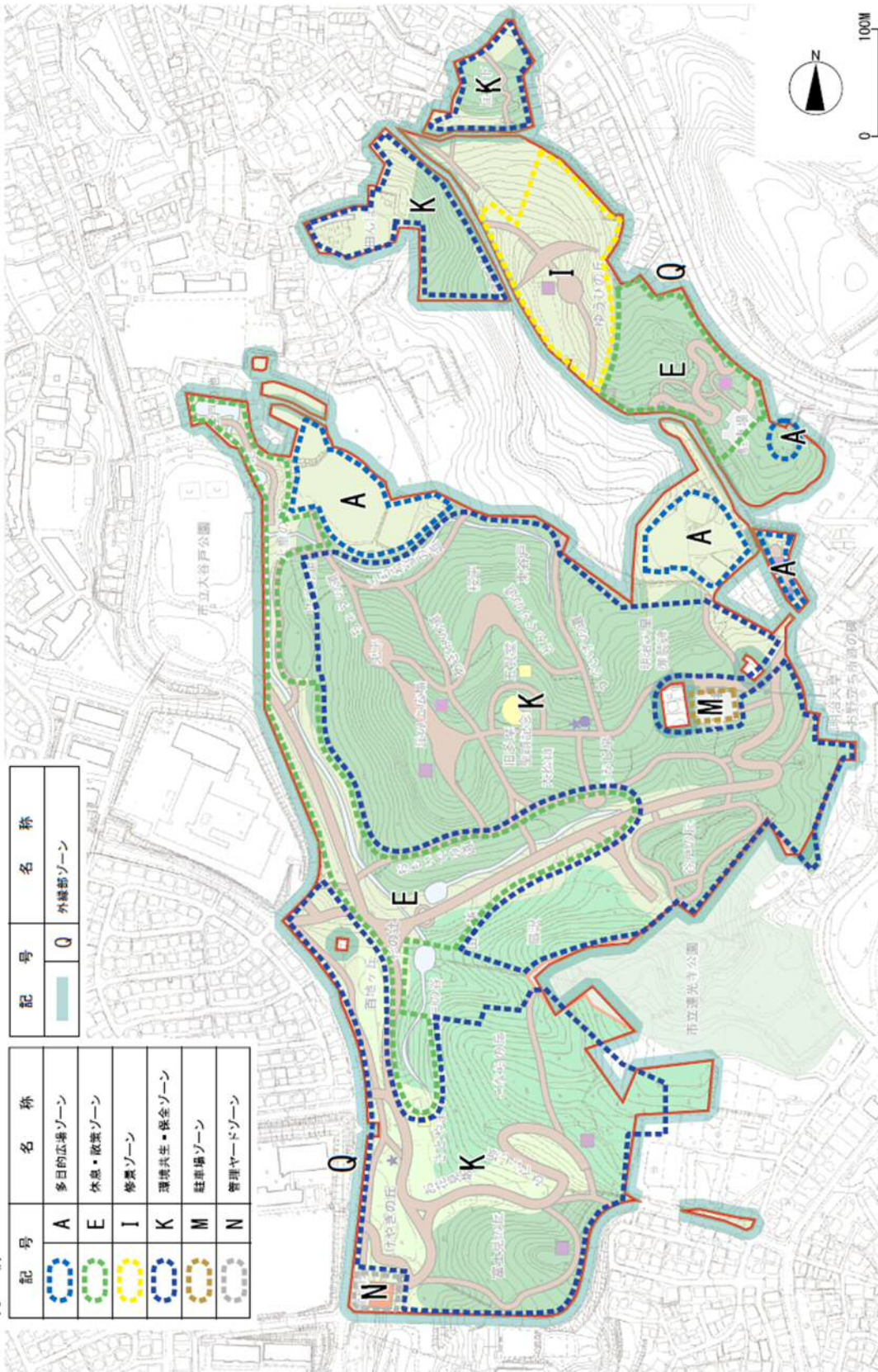
公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分を下表のように定めた。したがって、該当するゾーンがない場合には、そのゾーンの記載がない。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 桜ヶ丘公園

凡例

記号	名称	記号	名称
A	多目的広場ゾーン	Q	外縁部ゾーン
E	休憩・散策ゾーン		
I	林業ゾーン		
K	環境共生・保全ゾーン		
M	駐車場ゾーン		
N	管理ヤードゾーン		



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都総局R1/2500の地図図を使用して作成したものである。(承認番号) 26都市基安第350号

## (2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

### 1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるためには、適正な維持管理により、公園施設の機能を確保する。

そのためには、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等通じて、樹木や施設の異常を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。また、防災トイレなどの防災関連施設は、発災時に円滑に使用できるよう、日頃から点検等を行っていく。

### 2) 本公園の維持管理における留意事項

#### ①雑木林の管理

里山景観の保全のため、雑木林の択伐等による萌芽更新や下草刈り、もや分けなどを行う。下草刈りでは、均一に行うのではなく、林床の植生状況を考慮の上、草刈区域や草刈時期や分けるなど、多様な環境の創出を図る。

#### ②眺望の確保

ゆうひの丘や富士見の丘など、散策の拠点としても利用でき、眺望が優れている園地は、適切に樹林を管理していく。

#### ③動植物の保全・育成

環境共生・保全ゾーンなど、貴重な動植物が生息・生育する区域を踏まえ、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用し、多様な生物の生息・生育環境に配慮した維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

#### ④サクラの保全・更新

園内には多くのヤマザクラやソメイヨシノがあり、丘陵の景観を特徴づけており「さくらまつり」なども行われていることから、サクラの保全・更新等にも留意する。

### (3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

#### 1) 運営管理の基本事項

##### ① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展などにより、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

##### ② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な管理を行う。

##### ③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、公園の魅力を発信し、公園利用の促進を図る。

#### 2) 本公園の運営管理における留意事項

##### ①自然環境の保全と活用

動植物の生息・生育環境としての自然環境保全を図り、動植物の多様性の確保に留意するとともに、自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムの実施などにより、子供達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができるよう、雑木林の自然環境などの資源を活かした取組を行っていく。

##### ②都民やNPO等との協働による公園づくり

都民やNPO等との協働を積極的に推進し、コナラ・クヌギ等の更新伐採等を行っていく。また、公園に関係する様々な団体等が話し合い、協働・連携して公園を管理運営していく仕組みづくり等にも取り組んでいく

##### ③広域連携による丘陵地の総合的な保全・利活用

他の丘陵地公園や周辺丘陵地と一体となって、保全・利活用策を図っていくため、関係自治体やNPOなどと連携していく。

##### ④ドッグランの運営

ドッグランは、犬に関する苦情及びノーリードで犬を遊ばせたいという要望に応えるために設置しており、利用登録を含め施設の適切な利用を図るとともに、犬同伴の利用者へのマナー向上やしつけ教室などの普及啓発の場として活用する。

##### ⑤公園情報の受発信と管理所機能の強化

公園で見られる花、野鳥、昆虫などの自然情報を、冊子やホームページで積極的に提供していく。また、管理所を公園情報の受発信の拠点として活用するとともに、公園に関わる様々な主体が集まり情報交換することができる場として機能させていく。

## (4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故の発生に際し、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

### 1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

### 2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備

### 3) 蚊媒介感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応

### 4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施

### 5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

### 6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

## (5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

### ①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実のため、非常用の発電設備等の防災関連施設の計画的な整備を行う。

### ②多様な生物が生息・生育するための環境整備

多様な生物が生息・生育する都立公園とするため、生物多様性を確保するための方針を定め、計画的に整備を行う。

## (6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」（平成 23 年 12 月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域（新規事業化区域）」について行うものとし、平成 32 年までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

### 1) 優先整備区域「事業促進区域」：22,900㎡

多摩市連光寺三・五丁目

### 2) 優先整備区域「新規事業化区域」：7,100㎡

多摩市連光寺三・五丁目

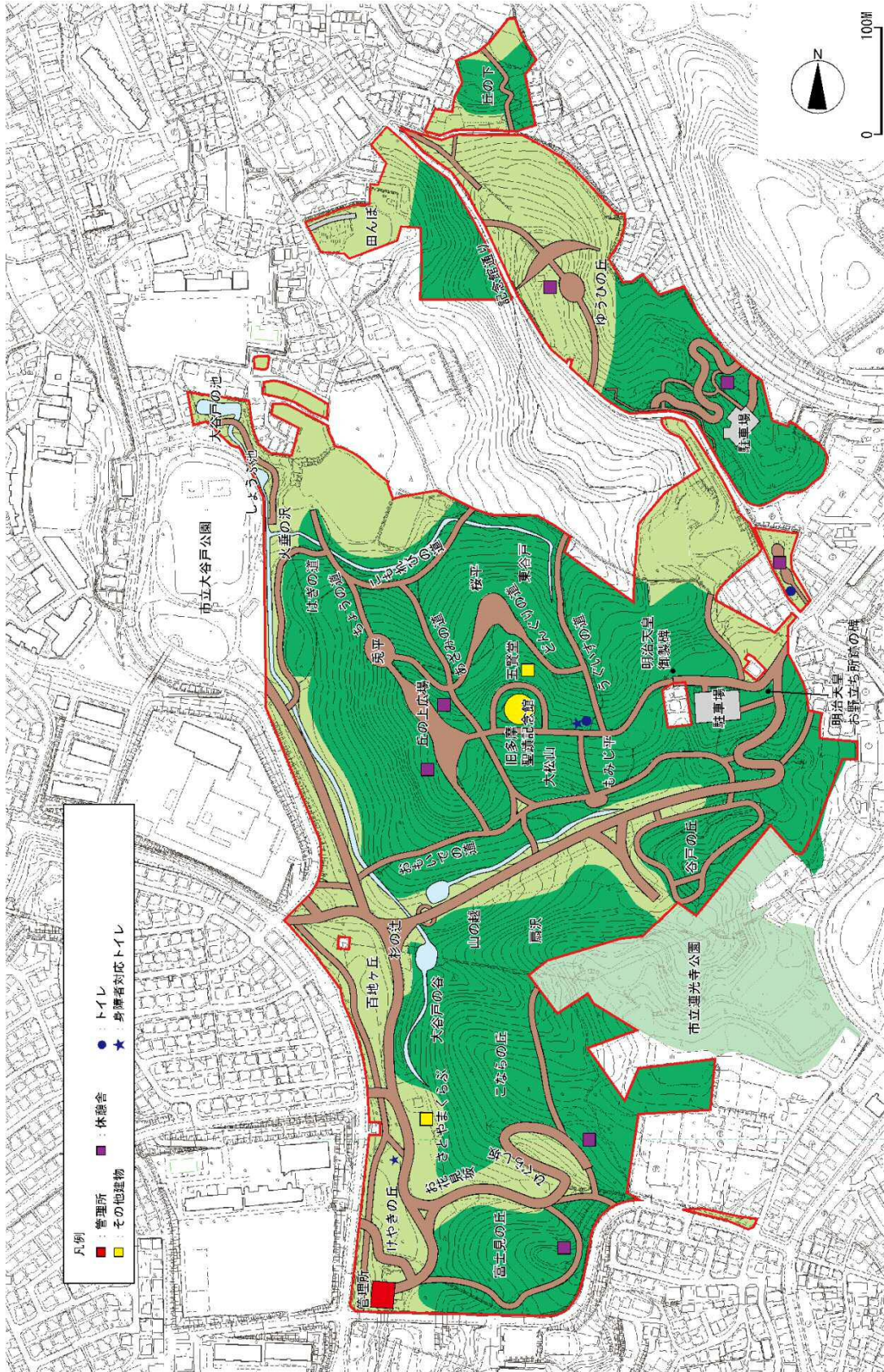
注）：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）



# IV 図面・写真

現況平面図 桜ヶ丘公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。(承認番号) 26都府県基文第350号



周辺土地利用図（空中写真）

桜ヶ丘公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

0 500m

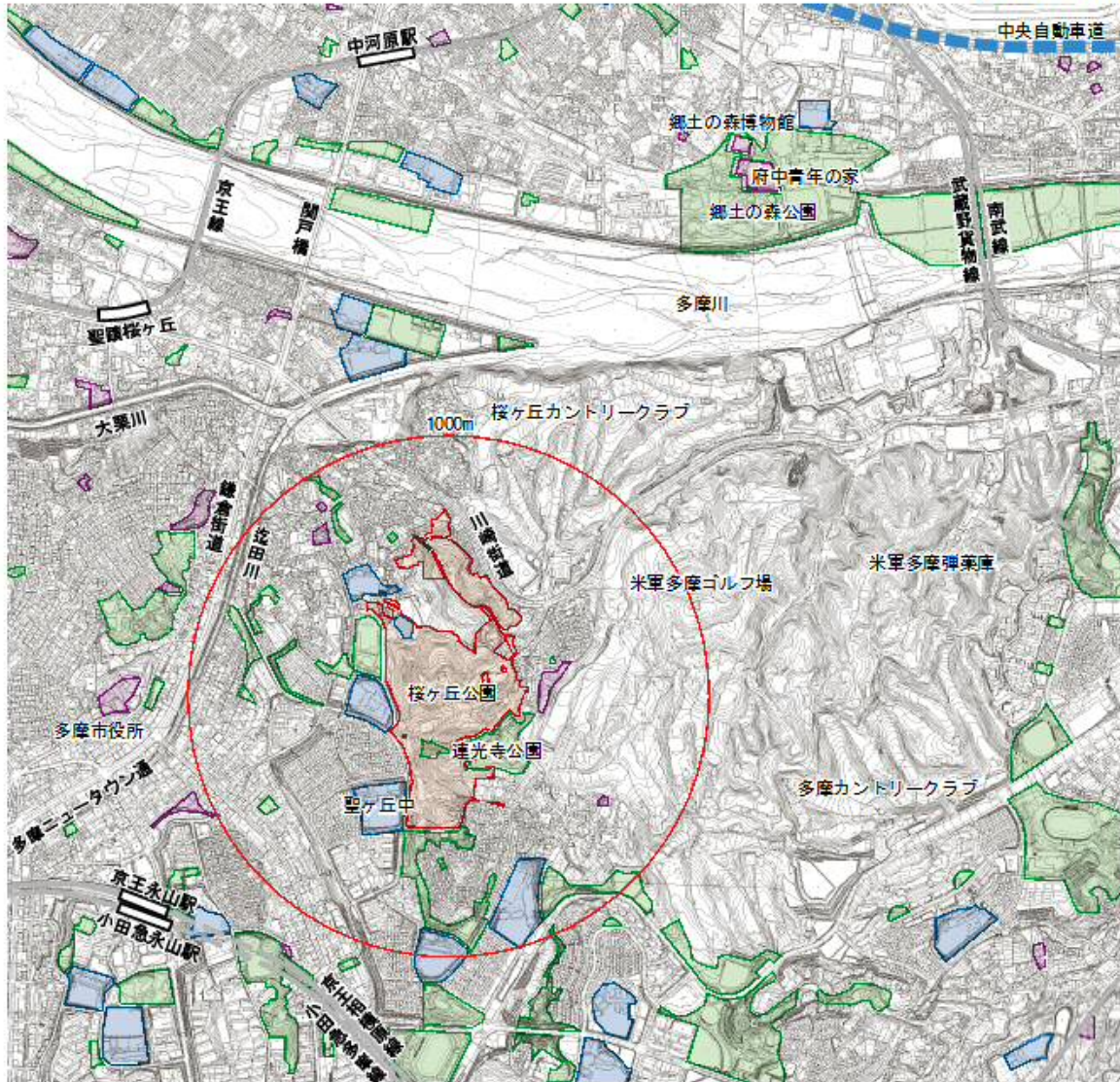


平成25年1月撮影



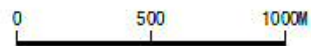
周辺土地利用図 (地図)

桜ヶ丘公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。(承認番号) 26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物(神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道





桜ヶ丘公園の現況写真 【平成 26 年 11 月撮影】

①大谷戸の池



⑤お花見坂



②丘の上広場



⑥ドッグラン



③こならの丘



⑦ゆうひの丘



④さとやまクラブ・芝生広場



⑧田んぼ



## <資料編>

## 資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、桜ヶ丘公園が担うことになるプログラムには◎を、桜ヶ丘公園が関係するプログラムには○を付した。

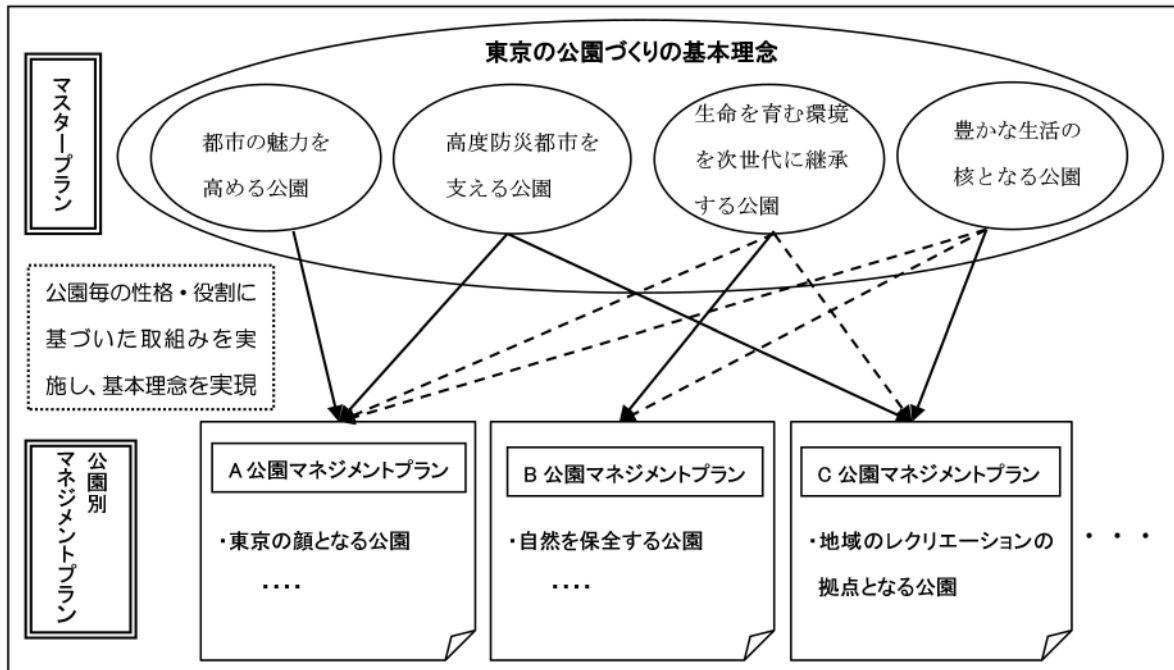
基本理念	プロジェクト	プログラム		
基本理念1 都市の魅力 を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(1)東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	
		(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピック競技会場等が配置される公園の整備 オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる公園の整備	
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、無料Wi-Fi利用環境等の充実	○ ○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」	
			東京の日本庭園の連携による魅力の発信 植物園・動物園での「おもてなし」	
			国内外からのお客様への案内機能の強化	
		(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復 風格ある庭園景観の保全	
	(3)植物園・動物園の再生	植物園・動物園の再生		
	(4)動植物の交換や技術支援を通じた都市外交	動植物の交換や技術支援を通じた都市外交		
	プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	
			民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり 広告掲示を認めることによる民間資金の導入	
		(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	
(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○		
基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実 非常用発電設備の導入	◎ ◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
		(3)公園内の建築物、街路樹の災害対策	公園等の建築物の耐震化 街路樹防災機能の強化	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化 公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり	○ ○ ○



基本理念	プロジェクト		プログラム	
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	
			既存公園の再生整備	
		緑の拠点をつなぐ街路樹の充実		
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進	
			都心部等における緑のネットワーク形成の推進	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
		(2)動植物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発	植物多様性センターにおける保護増殖	
			ズーストック計画の推進	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎
多摩の森林の大切さを公園でアピール			○	
(2)自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり		里山の環境を守る丘陵地公園の整備	◎	
		自然の保全・回復に向けた雑木林の更新	◎	
基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
			ヘブンアーティスト、野外劇などへの場の提供	
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出	
			公園利用のアイデア募集	○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	◎
			公園でのスポーツによる健康づくり	○
		(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
			公園・動物園サポーター制度の実施	○
		(2)都民からの寄付の受入れ	都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
			ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○		
	広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用	◎		
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

### マスタープランと公園別マネジメントプランの関係





## 資料2 桜ヶ丘公園に関する資料

### (1) 公園の沿革

昭和 36 年 3 月 2 日 1961 年	建設省告示第 240 号により、都市計画決定。(123.44ha)
昭和 59 年 6 月 1 日 1984 年	東京都告示第 524 号により、開園 155,693.33 m <sup>2</sup>
昭和 59 年 11 月 19 日 1984 年	東京都告示第 1091 号により、都市計画変更。(123.5ha)
昭和 62 年 6 月 1 日 1987 年	追加開園 1,078.39 m <sup>2</sup>
昭和 63 年 6 月 1 日 1988 年	追加開園 26,955.02 m <sup>2</sup>
平成元年 6 月 1 日 1989 年	追加開園 10,540.44 m <sup>2</sup>
平成 4 年 6 月 1 日 1990 年	追加開園 3,410.29 m <sup>2</sup>
平成 7 年 6 月 1 日 1991 年	追加開園 376.40 m <sup>2</sup>
平成 8 年 6 月 1 日 1996 年	追加開園 1,262.03 m <sup>2</sup>
平成 9 年 6 月 1 日 1997 年	追加開園 2,654.73 m <sup>2</sup>
平成 10 年 6 月 1 日 1998 年	追加開園 25,190.71 m <sup>2</sup>
平成 11 年 6 月 1 日 1999 年	追加開園 7,564.79 m <sup>2</sup>
平成 12 年 6 月 1 日 2000 年	追加開園 607.02 m <sup>2</sup>
平成 13 年 4 月 1 日 2001 年	追加開園 1,610.84 m <sup>2</sup>
平成 13 年 6 月 1 日 2001 年	追加開園 26,041.42 m <sup>2</sup>
平成 14 年 6 月 1 日 2002 年	追加開園 7,652.66 m <sup>2</sup>
平成 15 年 6 月 1 日 2003 年	追加開園 8,137.06 m <sup>2</sup>
平成 18 年 6 月 1 日 2006 年	追加開園 1,216.09 m <sup>2</sup>
平成 19 年 4 月 1 日 2007 年	追加開園 5,380.88 m <sup>2</sup>
平成 20 年 6 月 1 日 2008 年	追加開園 8,144.35 m <sup>2</sup>
平成 21 年 6 月 1 日 2009 年	追加開園 6,537.93 m <sup>2</sup>
平成 22 年 6 月 1 日	追加開園 14,006.60 m <sup>2</sup>

2010年		
平成23年6月1日	追加開園	6,328.94 m <sup>2</sup>
2011年		
平成25年6月1日	追加開園	21,457.68 m <sup>2</sup>
2013年		
平成26年4月15日	ドッグラン開設	
2014年		
平成26年6月1日	追加開園	3,803.72 m <sup>2</sup>
2014年		

## (2) 公園の自然・社会環境

### 1) 自然環境

- ・公園全体は三つの稜線と谷戸から構成される。湧水は2～3箇所確認されているが、水量が少ないため水のつくる生態、景観が少ない。
- ・他の丘陵地公園に比べ斜面が緩やかで平坦地の割合が多い。
- ・本公園南東部より北西側に向かって低くなり、東側の都道138号線沿い成満寺付近139.8mを最高に北西部の住宅地では79.0mの標高で、約60.0mの比高差がある。谷戸部と尾根では上部で130.0m、下部で95.0mと約35.0mの標高差となっている。
- ・全体的に勾配8度以上の斜面地だが、公園境界沿いの住宅地と尾根上の旧多摩聖蹟記念館周辺等は平坦地となっている。敷地南東側の尾根上部と北西側の丘陵下部には比較的に利用しやすい8度以下の部分がまとまっている。
- ・斜面が30度以上の急峻な所は少ないが、一部には崖状の地形も見られる。
- ・大部分が、コナラ・クヌギを主体とした二次林である。
- ・林相はアズマネザサ型が多く、草本型のスゲ類型が一部に見られる。
- ・ヤマユリ、ヤブレガサは斜面地に多く、他の草本も含め暖地や日照の良いところを好むものは少ない。

### 2) 社会的環境

- ・広域幹線としては、中央自動車道が多摩川に沿うように走っており、国立府中ICが比較的近いことから広域的な利便性が高い。
- ・一般道路では、公園の北側を通る都道137 稲城・日野線（川崎街道）のほか、主要地方道府中・町田線（鎌倉街道）、都市計画道路3.1.6号線が主要なアクセス道路となる。
- ・本公園から地区外に抜ける車両通過路線として多摩市の市道55号線がある。
- ・鉄道は本公園の丘陵地を囲うようにJR南武線、京王線、京王相模原線、小田急多摩線が走っている。京王相模原線、小田急多摩線の永山駅が最も近く約1.5kmである。

## (3) 園内のトピックス

### ①サクラ

丘陵のほとんどは雑木林で覆われ、春の新芽、夏の緑、秋の紅葉、そして冬の雪景色と四季折々の変化を見せる。その雑木林には、約800本のソメイヨシノとヤマザクラが散在し、花の時に丘陵を彩る優雅な姿は趣がある。

### ②モミジ

園内には約100本のイロハカエデがある。初霜のころが一番の見ごろで、丘陵の景観に彩りを添える。

③遊びの広場

大型遊具のほか、幼児用の遊具広場やトイレなどが整備されており、多くの子ども達に利用されている。

④ドッグラン

川崎街道側の丘陵地の斜面地形を生かしたドッグランは日常的に愛犬家に利用されている。

(4) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況

(件)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
写真撮影	5	7	4	14	3
映画等の撮影	17	39	37	51	39
その他	1	0	1	0	0

2) 主な催し物(平成25年度実施分)

①指定管理者による催し

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	鯉のぼり	4~5月	360
	2	七夕飾り	6~7月	300
	3	どんぐりイベント	10月	42
	4	路傍展示「秋の七草」	9月	300
	5	路傍展示「春の七草」	1月	143
自主事業	1	さくらまつり	4月	約500
	2	小さな植物画教室	5月/11月	31
	3	藍染め教室	8月	21

3) 主な活動団体(平成25年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
桜ヶ丘公園 雑木林ボランティア	雑木林再生管理・谷戸田管理、農業文化継承活動、イベント開催、野草等保全調査活動	60
丘陵地ボランティア (長沼公園、平山城址公園 でも活動している。)	丘陵地レンジャーの活動支援、園内循環清掃活動、雑木林管理、野草等保全調査活動、イベント開催調査希少動植物保全	46
都立桜ヶ丘公園 ドッグランサポーターズの会	ドッグランの管理運営	52